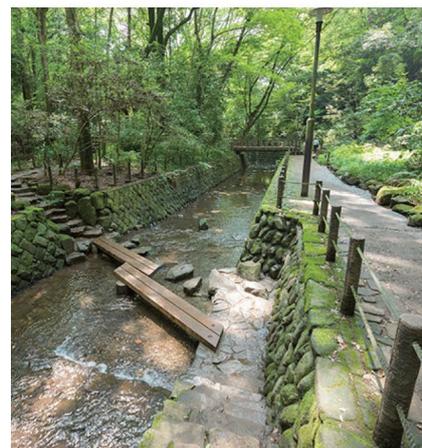
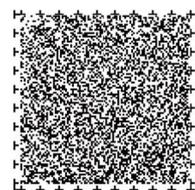


# 世田谷区環境基本計画

2025(令和7)年度～2030(令和12)年度



2025年3月  
世田谷区





## はじめに

世田谷区はこれまで、「世田谷区環境基本計画」を策定し、区を取り巻く環境の変化などに応じ、計画内容の拡充を図り、再生可能エネルギーの一層の普及促進、住宅の省エネルギー化の促進、頻発する豪雨対策としてグリーンインフラの導入、みどりの保全、ごみ減量、環境美化など、様々な環境施策を推進するとともに、未来を担う子どもたちの意識醸成や行動変容のための「せたがや子ども気候会議」や、無作為抽出型の「世田谷版気候市民会議」の実施等により、区民の皆さんとともに環境問題に取り組んできました。

一方で、私たちを取り巻く環境問題は以前にも増して複雑化、深刻化しています。地球温暖化は私たちの暮らしに深刻な影響を及ぼしており、夏の猛暑や強力な台風、集中豪雨などが各地で発生し、人々が生存する基盤を危うくしているとともに、人類以外の生物の生態系にも大きな影響を与えています。また、人々の生活が豊かになる一方で、それに伴う大量生産・大量消費・大量廃棄によって、プラスチックごみや食品ロスの問題が顕在化しています。

このような環境の危機的な状況を乗り越え、持続的な社会を実現するためには、区民・事業者・行政等の主体が環境問題を主体的にとらえ、環境の保全、回復及び創出に一体となって取り組むことが求められます。

今回策定する計画では、人々が環境に対して意識的に行動することを「手入れ」と呼び、人々が一方的に「環境」の恩恵を受けるのではなく、人々の「手入れ」によって良好な環境が保たれ、自らの手で保たれた環境に対して、人々の環境への愛着が高まり、さらに多くの人に「手入れ」が広がり、より理想的な環境が創られる、といった循環が実現した地域社会をめざすことを理念として掲げています。この理念や、計画に示した将来像の実現に向けて、環境施策の柱となる分野ごとに、取組みの方向性を示すとともに、各分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果を生む分野横断的な取組みを示しています。

今回の計画の策定にあたり、ご議論、ご助言いただきました区議会、環境審議会及び、パブリックコメントの場において貴重なご意見をいただいた区民・事業者の皆さんに心より御礼申し上げます。

令和7年3月  
世田谷区長 保坂 展人

## 目次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
1 背景と趣旨 .....	1
2 計画期間 .....	2
3 位置付け .....	2
第2章 計画策定の視点 .....	3
1 動向.....	3
2 「環境」の特徴 .....	10
3 計画策定のねらい.....	11
第3章 基本方針 .....	14
1 「環境」の範囲 .....	14
2 理念.....	16
第4章 めざす将来像 .....	19
1 区の特徴 .....	20
2 階層ごとの将来像.....	28
第5章 分野ごとの方向性 .....	34
1 脱炭素行動・エネルギー .....	38
2 建築・地区街づくり.....	44
3 交通・移動 .....	47
4 みどり .....	49
5 農.....	54
6 グリーンインフラ.....	56
7 公害対策・美化 .....	59
8 消費と共創・資源循環 .....	61

第6章 分野横断の取組み .....	64
1 考え方 .....	64
2 分野横断によるねらい .....	65
3 対象とする分野 .....	68
4 分野ごとの分析 .....	69
5 相乗効果を生む取組み .....	71
第7章 計画の推進 .....	81
1 実現に向けて .....	81
2 施策への実装と評価 .....	92
第8章 環境行動指針 .....	93
1 区民 .....	93
2 事業者 .....	94
3 区 .....	94
資料編 .....	95
【1】世田谷区環境基本条例 .....	96
【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯 .....	99
【3】世田谷区環境に関する区民意識・実態調査 .....	104
【4】用語集 .....	121

本文、図中の印（\*）は、用語集に掲載した言葉の初出箇所を示します。



# 第1章 計画策定の基本的事項

## 1 背景と趣旨

世田谷区では、1996年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を推進してきました。

その後、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年に計画を見直し、各時点の社会経済情勢や国際社会、国、東京都の環境施策の動向、区内の環境の状況や区民意識に応じた施策を展開してきました。

2020年の見直しでは、持続可能な開発目標（SDGs）\*、気候変動問題に関する国際的枠組みであるパリ協定\*の採択などを背景に、持続可能な社会の構築に向け、環境負荷\*の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことを重視し、施策の充実を図りました。

前回の見直しから5年が経過する中で、気候変動対策をはじめ、環境施策をめぐる情勢はスピード感を増して変化しています。2050年カーボンニュートラル\*の実現、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）\*の実現、循環経済\*への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取り組みが国際社会、国、東京都において次々と打ち出されています。

こうした動きを踏まえ、2050年を見据えた環境施策の方向性を明らかにするとともに、スピード感を持って柔軟に施策を展開できるよう、計画を見直す必要が生じており、また、2020年に策定した「世田谷区環境基本計画（後期）」（以下「前計画」という。）の各施策の進捗状況の点検、区民・事業者の意識調査の結果なども踏まえ、計画を見直すこととしました。

新たな計画は、世田谷区の特性を踏まえた「世田谷区における環境」の政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。また、将来像（2050年を想定）を定め、現状で生じている課題との間に横たわるギャップを抽出し、その解消に向けた対策の方向性等について取りまとめています。

今後は、この計画に基づき、区の環境に関する施策を計画的に推進し、区民や事業者等と連携・協働して、めざす将来像の実現に向け、取り組みを進めていきます。

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、2025年度から2030年度までの6年間とします。

区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である2030年度までの向こう6年間やそれ以降の時期（2050年）も見据えた方向性を示します。

なお、区の基本計画の見直しの状況や、国、東京都の施策の動向、本計画の進捗状況の結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2050
計画名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R32
世田谷区基本計画 世田谷区実施計画	（8年）基本計画						次期基本計画					
世田谷区環境基本計画	（6年）環境基本計画						次期環境基本計画					
世田谷区地球温暖化 対策地域推進計画	（8年）地球温暖化対策地域推進計画						次期計画					
世田谷区 みどりの基本計画	（10年）みどりの基本計画						次期計画					
生きものつながる 世田谷プラン	（16年）生きものつながる世田谷プラン						次期計画					
世田谷区 一般廃棄物*処理基本計画	（10年）一般廃棄物処理基本計画						次期計画					

## 3 位置付け

本計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第8条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとします。